

「防衛庁設置法等の一部を改正する法律」成立に抗議する声明

1 2006年12月15日、自衛隊法の一部「改正」や防衛庁を防衛省へと昇格させることを主な内容とする「防衛庁設置法等の一部を改正する法律案」が参議院で可決され成立した。

同法案は、2006年6月9日、164回通常国会閉会間際に国会へ提出され、その後、国民への十分な説明も、十分な審議すらも行われないうちに成立してしまった。このような結論ありきの強引な成立過程に、私たち自由法曹団は強く抗議をする。

2 自由法曹団は既に2006年11月14日、同法案の危険性を訴え、その成立に反対の声明を公表した。それは、同法案の成立によって、①人事権、法令制定権などという強力な権限をもつ「防衛省」という名の「軍部」を日本に設けることになる、②「付随的任務」とされていた海外派遣を、自衛隊の「本来任務」とすることにより、自衛隊の組織・装備・活動・訓練などが海外派兵を前提としたものに変えられる等の危険性があるからである

3 同法は、このような極めて危険な内容を有しているにもかかわらず成立してしまった。

しかし、同法が成立したからといって、自衛隊の海外派兵を当然とするかのごとき運用を行うことは、非武装・非戦の平和主義を採用する日本国憲法に明白に違反する。戦力の不保持・交戦権の否認を定める憲法第9条2項を踏みにじる運用は断じて許されない。

自由法曹団は、今後、政府が、防衛省設置法や自衛隊法「改正」の成立に乗じて、憲法に違反する運用を行わないことを強く要求するとともに、我が国を「戦争する国」にしようとするあらゆる策動を許さないたたかいに全力を注ぐものである。

2006年12月28日

自由法曹団団長 松井繁明